

重要八公告

建設連合・大分建設組合
建設連合国民健康保険組合

令和七年二月十七日

〒八七〇〇九二六

大分市高松東三―一―一六

電話 (〇九七) 五五六―六二四三

令和七年度建設連合国民健康保険組合 健康保険料・介護保険料が決定

―令和七年度健康保険料および介護保険料月額は令和六年度同額で据え置き―

令和七年二月十五日（土曜日）、ＡＰ新橋会議室にて建設連合国民健康保険組合第一一九回組合会が開催され、令和七年度歳入歳出予算案が審議されました結果、令和七年度の健康保険料月額並びに介護保険料月額は前年度と同額で据え置きとすることが決定いたしました。

建設連合国保の単年度ベースでの財政状況については引き続き厳しい状況が続いていますが、令和七年度は六年度決算にて発生すると見込まれる剰余金を歳入に繰り入れる事で現行の健康保険料額を維持していく方針が決定されています。尚、介護保険料額については、毎年度国から所定の算定方式を基に決定される金額が請求され、それを四〇歳から六四歳までの被保険者の人数で均等に割った金額が介護保険料額となりますが、令和七年度は六年度と同様になると予想されたことから、対象者一名につき、月額三七〇〇円で据え置きとなりました。

組合員の皆様には引き続きご負担をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

督促通知手数料および交付証の再発行手数料を改定いたします

―郵便料金値上げなどのコスト高騰化により、１００円の増額―

健康保険料等は窓口ご持参の方は毎月七日、口座振替の方は毎月十二日（休業の場合は翌営業日）までに翌月分を納入していただくこととなっております。また、該当月の健康保険料等が未納の場合、その翌月初めに督促通知手数料が付与され、健康保険料等と併せて納入していただくこととなっております。（例えば、四月分の健康保険料等の納入期限は三月七日（または三月十二日）となり、四月一日時点で未納の場合督促通知手数料が付与されます。）

従来、督促通知手数料として、月額２００円を付与しておりましたが、令和七年四月分（令和七年五月一日付与分）より月額３００円（１００円増額）に改定いたします。

また、現在お持ちの交付証（保険証など）を紛失等され再発行のお手続きをされる場合、再発行手数料をいただいております。従来、再発行手数料は一回につき５００円でしたが、令和七年四月一日より一回につき６００円（１００円増額）とさせていただきます。

郵便料金値上げなどのコスト高騰化に伴う改定となりますので、何卒ご理解の程お願い申し上げます。

令和七年二月より健康保険適用除外制度の受付を開始しております

―法人化や従業員が５人以上になっても継続して加入することが可能です―

法人事業所および従業員が５人以上の個人事業所の従業員は「協会けんぽ十厚生年金」に加入しなければなりません。しかし、所定の手続きをおこなうことで、当国保組合に継続して加入することができます。（厚生年金は強制適用となります。）

事業所が法人化や従業員が５人以上となる予定の方は、事前にご相談ください。

医療機関等を受診する際は、マイナ保険証をぜひご利用下さい！

処方箋などのデータに基づきより良い医療を受けることができる、手続きなしで高額療養費の限度額を超える窓口での支払いが免除されるなどのメリットがございます。

※マイナンバーカードの作成や保険証利用登録はご自身でおこなっていただく必要があります。